

曾於市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年11月20日

曾於市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

曾於市農業委員会は、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう曾於市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	8, 1 4 9 ha	3 4 9 ha	4. 3%
3年後の目標 (令和8年3月)	8, 1 4 9 ha	2 2 5 ha	2. 8%
目 標 (令和13年3月)	8, 1 4 9 ha	0 ha	0. 0%

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び農地利用最適化推進委員が2人1組の19班体制により、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査

(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の結果を踏まえ、同法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用状況調査及び利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

本県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえ、令和13年3月末までに90%の集積を目標とする。

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	7,800ha	3,335ha	42.8%
3年後の目標 (令和8年3月)	7,800ha	4,537ha	58.2%
目 標 (令和13年3月)	7,800ha	7,020ha	90.0%

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

市農政担当課と連携し、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計

画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

市農政担当課，農地中間管理機構，農業協同組合等と連携し，農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地，経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地，利用権の設定期間が満了する農地等について，「地域計画」の作成・見直し，農地中間管理事業の活用を検討するなど，農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ，担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では，担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また，中山間地域等の農地の区画・形状が悪く，受け手が少ない又は受け手がいない地域では，農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化，新規参入の受入れを推進するなど，地域に応じた取組を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は，農地の集積率により評価する。

単年度の評価については，「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月）における，新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標と同数の毎年15人程度を目標とする。

※ 新規参入者は，当該年度に農地の権利移動を行った認定新規就農者，曾於市新規就農者支援対策事業に係る新規経営者及び法人とし，法人雇用や親元就農は含まない。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

県，市農政担当課，農業協同組合等関係機関と連携し，新規参入希望者の相談に応じた，農地のあっせん，技術指導及び就農後の定着を図るための支援を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は，新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については，「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、曾於市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力